# 一般社団法人日本ゴールボール協会 役員及び会員懲戒等に関する規程

平成27年3月22日策定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会役員の行動規範及び一般社団 法人日本ゴールボール協会選手・スタッフ・会員に対し、各種規定に基づき懲戒などに関する事項を定める。

(懲戒)

- 第2条 役員及び会員が、次の各号の一つに該当する場合は、懲戒を行う。
  - (1) 役員行動規範及び選手・スタッフ行動規範にしばしば違反したとき、又はその違反が重大な場合
  - (2) 故意又は重大な過失により協会に損害を与えた場合
  - (3) 職務上の怠慢によって災害事故を起こした場合
  - (4) その他協会の役員としてふさわしくない非行があった場合に懲戒を行う場合 は役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (懲戒の種類・程度)

- 第3条 前条の規定による懲戒はその情状により次の区分に従って行う。
  - (1)訓戒説諭し、将来を戒める。
  - (2) 戒告始末書をとり、将来を戒める。
  - (3) 懲戒解雇予告期間を設けることなく、即時解雇する。2前項の懲戒の他、役員が協会に損害を及ぼした時は、その損害を賠償させることがある。

#### (解雇)

- 第4条 役員が、次の各号の一つに該当する場合は、解雇することができる。(1)役 務の都合により、事業の縮小若しくは転換をする場合、担当業務の継続が不 可能又は不必要となり、他の職務に転換させることも困難なとき
  - (2) 本人の身体若しくは精神の虚弱又は障害等によって、医師の診断に基づき役務に耐えられないと認められるとき
  - (3) 役務が著しく不良で、かつ早期に改善の見込みがないと認められるとき
  - (4) 役務遂行能力が劣り、一定期間の改善指導を行っても役務遂行上必要な水準 まで上達する見込みがないと認められるとき
  - (5) 本人より提出された履歴書等の各書類に虚偽の事実があった場合

- (6) 罰金刑を超える罪に当たる行為をなしたとき、又は同行為につき刑の宣告を 受けたとき
- (7) 本規則又は協会の定める諸規程・通達・決定事項の定めに違反したとき
- (8) 前各号の他、解雇に相当する合理的事由があるとき

# (異議の申出)

第5条 懲戒の処分に対し、不服申出ができる。

処分決定日より 1 0 日以内に異議申出書を作成し、弁明の機会を与えること。

### (第三者委員会の設置)

第6条 協会は、必要に応じて第三者委員を招集し、弁護士及び学識経験者による中立的判断を仰ぐことができる。

### 附則

この規程は、平成27年3月22日から施行する。

# 改定

この規定は、鄭和2年8月2日から施行する。